2026年９月

受益者の皆さまへ

あおぞら投信株式会社

「あおぞら・新グローバル分散ファンド（限定追加型）2023-04（愛称：ぜんぞう2304）」
信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております標記の証券投資信託につきまして、下記のとおり信託終了（繰上償還）を行うことを予定しておりますのでお知らせいたします。

敬具

記

① 対象となる証券投資信託の名称：
「あおぞら・新グローバル分散ファンド（限定追加型）2023-04（愛称：ぜんぞう2304）」

② 信託終了（繰上償還）の理由：
基準価額が一定水準（11,500円）に到達したのち、運用方針に基づき安定的な債券運用に切り替え運用を行っておりましたが、純資産総額の減少により、受益権の総口数が投資信託約款の信託終了（繰上償還）に関する規定である10億口を下回る状態となり、効率的な運用および商品性の維持が懸念されることから、信託終了（繰上償還）することが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、投資信託約款の規定に従い、信託終了（繰上償還）するものです。

③ 信託終了（繰上償還）予定日：2026年11月10日

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、受益者の皆さまによる書面による決議をもって実施する予定です。
つきましては、本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

なお、信託終了（繰上償還）に賛成いただける場合には、議決権行使書面のご返送は不要です。
ただし、信託期間中にすべての受益者より解約の申し出があった場合は、書面決議によらず、速やかに信託終了（繰上償還）の手続きを行うこととします。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

１．信託終了（繰上償還）に係る書面決議の手続きおよび日程

①	受益者の確定　（基準日）	2026年９月11日
②	書面による議決権の行使期限	2026年10月16日
③	書面による決議の日 （信託終了（繰上償還）の可否決定日）	2026年10月19日
④	信託終了（繰上償還）予定日	2026年11月10日

本書面による議決権の行使については、2026年９月11日時点の受益者の方を対象としております。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り2026年11月10日をもって本ファンドを信託終了（繰上償還）し、償還金は信託終了（繰上償還）日の翌営業日以降に販売会社を通じて受益者の皆さまにお支払いいたします。**また、解約のお申込みは、2026年11月６日*まで通常通り受け付けます。**

＊販売会社によりお取扱いが異なる場合がありますので、お取引先販売会社にお問い合わせください。

上記の議決権口数による賛成を得られず、本決議が否決された場合は、本ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きは行わず、本ファンドの運用を継続いたします。その場合は、書面決議の日以降、速やかに受益者の皆さまにその旨をお知らせいたします。

２．書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、本ファンドの信託終了（繰上償還）について賛成または反対される旨等をご記入のうえ、下記宛てにご送付ください。**2026年10月16日弊社到着分までを有効とさせていただきます。**

なお、本決議において議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、賛成するものとさせていただきます。

信託終了（繰上償還）に賛成いただく場合には、書面のご返送等は不要です。

【送付先】

〒102-0083　東京都千代田区麹町６－１－１
あおぞら投信株式会社
「クライアントサービス部　議決権行使書面受付窓口」宛て

【ご注意事項】

- 同一の受益者の方が本信託終了（繰上償還）につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。
- 議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出いただいた場合は、賛成するものとさせていただきます。
- 本件に関して弊社が取得した個人情報は、信託終了（繰上償還）の事務を適切に行うために必要な範囲でのみ利用いたします。弊社はその個人情報を必要な範囲内で取扱い販売会社と共有いたします。
- 信託終了（繰上償還）が決定した場合において、本ファンド投資信託約款第46条に基づき、信託の終了に反対した受益者による受益権買取請求の適用はございません。信託終了（繰上償還）前に換金を希望される場合は、2026年11月６日*まで取扱い販売会社において解約のお申込みを受け付けます。
  ＊販売会社によりお取扱いが異なる場合がありますので、お取引先販売会社にお問い合わせください。

以上

本状に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
あおぞら投信株式会社
「信託終了（繰上償還）についてのお問い合わせ窓口」　電話番号：050-3199-6343
2026年９月11日～2026年10月16日　平日午前９時～午後５時（祝祭日を除く）